市民センター・利用目的の規制緩和（使用要件の見直し）

多様な主体による全世代参加型の地域コミュニティの構築

使用できる範囲を拡大

現 行

【市民センター条例第１条：設置目的】
「地域における住民の交流及び自主的活動の拠点として、市民センターを設置する」

⇒地域の活動を優先し、現行の予約時期（1か月前）を変更

見直し

◎ 現行（地域活動）は２か月前予約

利用目的の規制緩和

緩 和

【条例第２条２項３号：使用承認しないもの】
「営利を主たる目的とするとき」の削除

【条例第４条１項：使用料】

見直し

⇒営利のための使用に係る使用料の額は、規定使用料の額の５倍に相当する額とする

◎多目的利用（営利のための使用）は１か月（※）前予約
※多目的ホールは２週間前予約

引き続き使用できないもの

【条例第２条２項４号：使用承認しないもの】
「市民センターの設置目的に反するとき」

見直し

⇒過度な営利使用を抑制

市民センターでの活動内容

地域活動

○コミュニティ活動
・自治会、町内会活動
・予定避難所　など

○保健福祉活動
・ふれあい昼食会、出張介護予防教室　など

○生涯学習活動
・市民講座、家庭教育講座、人権講座
・市民主体で自主的に学習を行うクラブ活動（ヨガ、囲碁、生け花、料理　など）

多目的利用

○ＮＰＯ法人が主催する有料の講演会やイベント

○講師が主催する有料の学習教室

○企業が主催する講座やイベント

○学生やママ・パパ主催の展示即売も行える生活発表会

○商品販売（上限金額を５千円に設定）

○映画上映、音楽会等の有料サービスの提供　など

引き続き使用できないもの

×悪質な商法
（ねずみ講、マルチ商法、貴金属の押し買いなど）

×月謝、販売合計の上限金額（５千円）を超える使用

×職員が立ち入れないよう隠れて実施する講座

など